

雄物川を味わう

茨島出張所ニュース

●ご意見・お問い合わせ先●



国土交通省 東北地方整備局
秋田河川国道事務所
茨島出張所

〒010-0065 秋田市茨島5丁目6-28
電話 018-862-4362

<http://www.thr.mlit.go.jp/akita/barajima/hyousi.html>

茨島出張所では、雄物川下流(河口～秋田市境)・旧雄物川(雄物川分岐点から0.3km)の管理をしています

～ 2017. 5. 28 ～

雄物川総合水防演習が 茨島河川公園にて行われます。



総合水防演習とは

本格的な出水期を前に、5月の水防月間にあわせて「総合水防演習」を東北6県持ち回りで毎年実施しています。平成29年度は、秋田市において、雄物川をはじめとする河川の出水に備え、水防技術の向上および関係機関の連携を踏まえた水防体制の強化を図るとともに、水防に対する地域住民の理解と協力を求めることにより、水害の未然防止及び軽減を目的としています。



ご迷惑をおかけしております

茨島河川公園では、雄物川総合水防演習に向け、整備のための工事が進められています。河川利用者の皆さまには大変ご迷惑をおかけしております。



雄物川総合水防演習について

日時：平成29年 5月28日(日)
8:30～12:00

見学自由です！

場所：茨島河川公園

内容：～第1部～

○洪水対応訓練

○情報収集訓練

☆東北水防技術協議大会

～第2部～

○関係機関の連帯訓練



不法投棄は絶対にダメ！



その行為、誰かが必ず見えています！
不法投棄は許されません！



不法投棄は犯罪です

河川敷にゴミを捨てることは「河川法 第29条第1項」で禁止されています。また「河川法施行令第16条の4第1項の規定に違反して、河川区域内の土地に、ゴミ・ふん尿・鳥獣の死体その他の汚物又は廃物を捨て、又は放置した者は、3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処するとされています。



不法投棄合同パトロールの様子